



Title	「保護する責任」概念の形成：規範起業家の役割と規範的環境の作用
Author(s)	政所，大輔
Citation	国際公共政策研究. 2009, 14(1), p. 221-235
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/4379
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

「保護する責任」概念の形成
— 規範起業家の役割と規範的環境の作用 —

The Formation of the “Responsibility to Protect”
—The Role of Norm Entrepreneur and the Influence of Normative Environment—

政所大輔*

Daisuke MADOKORO*

Abstract

In December 2001, the International Commission on Intervention and State Sovereignty (ICISS) advocated the “Responsibility to Protect.” This is an idea in which each sovereign state has a responsibility to protect its own citizens from avoidable catastrophes like mass murders, rapes and starvation. However, when they are unwilling or unable to do so, that responsibility must be borne by the international community. How was the concept formed, and why? This article highlights the process of formation of the “Responsibility to Protect,” in particular through debates over military intervention and state sovereignty during the 1990s and the actors’ roles in concept formation.

キーワード: 保護する責任、武力介入、国家主権、コンストラクティヴィズム、規範

Keywords : responsibility to protect, military intervention, state sovereignty, constructivism, norm

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程

はじめに

2001年12月、「介入と国家主権に関する国際委員会」（以下、ICISS）は、「主権国家には大量虐殺やレイプ、飢餓から自国民を保護する責任があり、国家にその意思や能力がない場合には、その責任は国際社会に移ることとなる」という主旨の、「保護する責任」と題する報告書を公表した¹⁾。国家の国内管轄事項への外からの関与が、内政不干渉原則によって制限されてきた歴史的経緯からすれば、「保護する責任」の登場はまさに画期的であったといえよう。実際、「保護する責任」に関する多くの先行研究が、それぞれの立場から同概念の意義や影響を認めている²⁾。その一方で、「保護する責任」がどのようにして形成されたのかを明らかにした研究は限られており、そのほとんどがカナダ政府のイニシアティブや時代背景を指摘するにとどまっている³⁾。

本稿は、「保護する責任」概念が形成された過程を明らかにすることを主要な目的とする。特に、1990年代の武力介入と国家主権をめぐる議論を検討し、それらの議論と「保護する責任」概念の形成との関係を明らかにする。また、同概念の形成に積極的に関与したアクターの役割や、概念自体の特徴を描き出したい。以上のように、本稿はアクター（エージェント）と構造の相互影響に着目することから、研究を進めるに当たって、コンストラクティヴィズム（社会構成主義）の視角を採用する。まず第1節において、コンストラクティヴィズムの既存のモデルを整理し、分析枠組みを提示する。第2節では、1990年代の武力介入と国家主権をめぐる議論を検討し、国際的に活発化していく文民保護の動きを捉える。そして第3節では、分析枠組みを用いて、「保護する責任」概念の形成過程を明らかにする。

1. 分析枠組み

（1）国際関係論における規範

近年、概念や規範の形成をめぐる国際関係論の分析枠組みの一つとして、コンストラクティヴィズムが発展してきた。コンストラクティヴィズムは論者によって様々な立場がとられるが、共通の

- 1) International Commission on Intervention and State Sovereignty, *The Responsibility to Protect*, Ottawa: the International Development Research Centre, 2001, p. VIII.
- 2) Amitav Acharya, "Redefining the Dilemmas of Humanitarian Intervention," *Australian Journal of International Affairs*, 56-3 (2002), pp. 373-381; David Chandler, "The Responsibility to Protect? Imposing the 'Liberal Peace'," *International Peacekeeping*, 11-1 (2004), pp. 59-81; Neil S. MacFarlane, Carolin J. Thielking and Thomas G. Weiss, "The Responsibility to Protect: Is Anyone Interested in Humanitarian Intervention?" *Third World Quarterly*, 25-5 (2004), pp. 977-992; Ramesh Thakur, "In Defence of the Responsibility to Protect," *The International Journal of Human Rights*, 7-3 (2003), pp. 160-178; Jennifer M. Welsh, "From Right to Responsibility: Humanitarian Intervention and International Society," *Global Governance*, 8 (2002), pp. 503-521. 青井千由紀「人道的介入と国連改革—『保護する責任』概念の検討」松井芳郎編『人間の安全保障と国際社会のガバナンス』日本評論社、2007年、76-98頁；川西晶大「『保護する責任』とは何か」『レファレンス』第57巻第3号、2007年、13-27頁；千知岩正継「人道的介入論の最近の動向とその課題—『介入する権利』から『保護する責任』へ—」『政治研究』第51号、2004年、163-197頁；堤功一「保護する責任 (The Responsibility to Protect) 一介入と国家主権についての国際委員会報告 (2001年12月)」『立命館法学』第285号、2003年、355-365頁；南山大学社会倫理研究所編『社会と倫理』（特集 保護する責任）第22号、2008年；山形英郎「『人道的干渉』から『住民保護責任』への転換？」『国際開発研究フォーラム』第34号、2007年、67-85頁。
- 3) Matt Deutscher, "The Responsibility to Protect," *Medicine, Conflict and Survival*, 21-1 (2005), pp. 28-34; Ian Williams, "Righting the Wrongs of Past Interventions: A Review of the International Commission on Intervention and State Sovereignty," *The International Journal of Human Rights*, 6-3 (2002), pp. 103-113.

関心は概ね次の通りである。すなわち、アイディア⁴⁾がいかに国際構造を定義するのか、この構造がいかにアイデンティティーや利益、国家の対外政策を形成するのか、そして国家や非国家アクターがいかにその構造を再生産し、時に変化させるのか、である⁵⁾。コンストラクティヴィズムは、ネオリアリズムやネオリベラル制度主義に見られるアクター中心的な分析視角をとることなく、アクターと構造が相互に影響を及ぼし合うと主張する⁶⁾。この立場に立つと、アクターは特定の社会的構造に埋め込まれた存在であり、そのアクターが構造を生み出す一方で、生み出された構造は逆にアクターの行為を可能にし、あるいは制限することとなる⁷⁾。また、コンストラクティヴィズムに依拠した場合、規範は単にアクターの行動を制約するだけでなく、アクターの利益を形成するものとされる⁸⁾。

国際関係論において規範とは、「特定アクターの共同体における、適切な行為をめぐる共通の期待」と定義できる⁹⁾。アクター間で共有され社会に定着して行動を構成する、すなわち、一般に受容され当然となった標準を意味する。ある行為の妥当性が受容され、その是非がもはや政治的討議に付されない状況を指すともいえよう¹⁰⁾。規範の存在が確認されるのは、規範に沿った行動がとられる場合や、アクターが自己の行動を正当化したり他者を説得したりする際に、特定の規範に依拠する言説が見られる場合である¹¹⁾。なお、国際関係論においてこのように定義される規範は、必ずしも法規範に限定されず、広く社会的規範も含むものとして理解されている。

ここで注意を要するのは、コンストラクティヴィズムの先行研究では、必ずしも「共通の期待」とはなっていない考えや概念に対しても、規範という言葉が用いられているという点である。前述したように、確立した規範が「共通の期待」を意味するのであれば、生成しつつある規範とは「共通の期待」を獲得する途上にあるものであると考えられよう。そこで本稿では、「共通の期待」は生まれていないがそれを目的として提唱された考え、すなわち、何らかの規範的な主張を含む考えを「規範的概念」と呼ぶことにする。

(2) 規範的概念の生成におけるアクターと環境

コンストラクティヴィズムによる研究の多くは、「規範起業家」(norm entrepreneur) と呼ばれるアクターの積極的な働きかけによって規範的概念が生成すると論じる¹²⁾。生成とは、規範のライフ

4) アイディアについては、Judith Goldstein, et al., eds., *Ideas and Foreign Policy: Beliefs, Institutions, and Political Change*, Ithaca: Cornell University Press, 1993.

5) Michael Barnett, "Social Constructivism," in John Baylis, et al., eds., *The Globalization of World Politics: An Introduction to International Relations*, 4th ed., New York: Oxford University Press, 2008, p. 162.

6) こうした点に論及しつつ、コンストラクティヴィズムを体系化した研究として、Alexander Wendt, *Social Theory of International Politics*, Cambridge: Cambridge University Press, 1999.

7) John Gerald Ruggie, "What Makes the World Hang Together? Neo-utilitarianism and the Social Constructivist Challenge," *International Organization* 52-4 (1998), p. 875.

8) Jeffrey T. Checkel, "Norms, Institutions, and National Identity in Contemporary Europe," *International Studies Quarterly*, 43 (1999), p. 84.

9) Martha Finnemore, *National Interests in International Society*, Ithaca: Cornell University Press, 1996, p. 22.

10) 栗栖薫子「人間安全保障『規範』の形成とグローバル・ガバナンス－規範複合化の視点から－」『国際政治』第143号、2005年、77頁。

11) Finnemore, *op. cit.*, pp. 23-24.

12) *Ibid.*; Martha Finnemore and Kathryn Sikkink, "International Norm Dynamics and Political Change," *International Organization*, 52-4 (1998), pp. 887-917; Margaret E. Keck and Kathryn Sikkink, *Activists beyond Borders: Advocacy Networks in International Politics*, Ithaca: Cornell University Press, 1998; Ethan A. Nadelmann, "Global Prohibition Regimes: The Evolution of Norms in International Society," *International Organization*, 44-4 (1990), pp. 479-526.

サイクル・モデルを提唱したフィネモア (Martha Finnemore) とシキンク (Kathryn Sikkink) によれば、特定の共同体において適切か望ましいとされる行為について強い信念を持つ規範起業家によって、新たな規範的概念が提示される段階を指す。規範起業家は、ある問題に特定の解釈や名称を与え劇的に表現することで、その問題に注意を促したり問題自体を作り出したりする。そして彼らは、その問題に対して新たな規範的概念を提示し、それを受け入れるよう各アクターを説得する。フィネモアらの言う説得とは、「新たな規範的関与を反映するよう、他者の効用関数を変化させる」ことであり、「アクターの行動が社会構造になり、アイディアが規範になり、主観が間主観になるような過程」である。また、新たな規範的概念を創出する試みは、既存の規範によって適切とされる範囲の中で生じる。それゆえ、既存の「適切さの論理¹³⁾」に対抗するためには、規範起業家が既存規範の不適切さを明確に示す必要がある。さらに規範起業家は、他者の感情や考えに関与する「共感」(empathy)、自分を犠牲にしてでも他人の利益を図る「利他主義」(altruism)、規範的概念に内在する考えや価値を信じる「理念的コミットメント」(ideational commitment) といった動機を持って行動することとなる。規範起業家によるこうした動きは、既存の国際機関やNGO等の「組織的基盤」(organizational platform) から専門知識や情報等の提供を受けながら行われるのである¹⁴⁾。

新たな規範的概念の生成を考えるには、規範起業家だけでなく起業家を登場させる時代的な環境にも目を向ける必要があろう¹⁵⁾。すなわち、新たな規範への国際的な需要の高まりである。本稿では、このように新たな規範への需要が国際的に高まっている状況を「規範的環境」(normative environment) と呼ぶことにする¹⁶⁾。規範的環境の作用によって規範起業家が登場する素地が用意され、その環境の下で起業家の役割が促進されると考えられよう。規範的環境が醸成される背景としては、以下の4つを挙げることができる¹⁷⁾。第一は、安全保障や経済上の重大な局面により、既存の規則や規範が疑問視される場合である。第二は、パワー分布の変動等による国際システムの変化である。第三は、規範を受け入れる側の国内政治上の変化である。最後は、国際的・地域的な示威効果により、模倣等を通じて規範の借用が促される場合である。

以下では、1990年代の武力介入と国家主権をめぐる議論を概観しながら、規範的環境がどのように醸成されるのかを明らかにする。

13) 「適切さの論理」に関しては以下を参照。James G. March, and Johan P. Olsen, "The Institutional Dynamics of International Political Orders," *International Organization*, 52-4 (1998), pp. 943-969. 三浦聡「行為の論理と制度の理論—国際制度への三つのアプローチ—」『国際政治』第124号、2000年、27-44頁。

14) Finnemore and Sikkink, *op. cit.*, pp. 896-901, 914.

15) *Ibid.*, p. 909; Judith Kelly, "Assessing the Complex Evolution of Norms: The Rise of International Election Monitoring," *International Organization*, 62-2 (2008), pp. 221-255; Paul Kowert and Jeffrey Legro, "Norms, Identity, and Their Limits: A Theoretical Reprise," in Peter J. Katzenstein, ed., *The Culture of National Security*, New York: Columbia University Press, 1996, pp. 470-474.

16) 「規範的環境」に対して、特定の規範が構造としてアクターの利益や行動に影響を及ぼしうるような状況を、「規範的背景」(normative context) や「規範的構造」(normative structure) と表現し分析を試みた研究もある。例えば、Martha Finnemore, "Constructing Norms of Humanitarian Intervention," in Peter J. Katzenstein, ed., *op. cit.*, pp. 153-185; Richard Price and Nina Tannenwald, "Norms and Deterrence: The Nuclear and Chemical Weapons Taboos," in Peter J. Katzenstein, ed., *op. cit.*, pp. 114-152.

17) Amitav Acharya, "How Ideas Spread: Whose Norms Matter? Norm Localization and Institutional Change in Asian Regionalism," *International Organization*, 58-2 (2004), p. 247.

2. 武力介入と国家主権—「文民の保護」をめぐる国際的動向

(1) 武力介入をめぐる議論

冷戦後の注目すべき一つの変化は、武力紛争下にある文民の保護を目的とした武力行使が顕在化したことである¹⁸⁾。こうした武力行使は、人道目的を掲げているという理由から、しばしば「人道的介入」と呼ばれる。人道的介入は論者により様々に定義されるが、本稿では、「大規模な人権侵害や広範囲に及ぶ人的被害に対処することを目的とし、武力行使を伴って、特定国家の国内管轄事項に強制的に干渉すること」をその定義として用いる¹⁹⁾。人道的介入が行われるようになった背景の一つとして、以下で述べるように、国際連合（以下、国連）憲章第7章における「平和に対する脅威」の範囲が拡大してきたことが挙げられる²⁰⁾。

冷戦終結直後の注目すべき事象の一つは、国内紛争は国際の安定に対する潜在的な脅威であり、したがって国連安全保障理事会（以下、安保理）が対処すべき問題であると積極的に見なす動きが登場したことである。1990年代初頭のイラクや旧ユーゴスラヴィアに対する安保理の対応は、一般市民の抑圧や難民流出、人道危機といった国内紛争に起因する問題に対処しようとするものであった。1992年当時の安保理では、戦争や武力紛争だけでなく、経済・社会・人道・環境の各領域における不安定要因も、平和と安全に対する脅威を構成するという考えが示されるようになった²¹⁾。

当時のブトロス・ガリ（Boutros Boutros-Ghali）国連事務総長は、『平和への課題』の中で、国家間の武力紛争以外の事態に対してであっても、すべての平和的手段が失敗した場合にのみ、国連憲章第7章に基づく強制措置が発動されうると明確に言及した²²⁾。安保理は、ガリ事務総長による報告書の提言を歓迎すると述べ、人道危機の発生が国際の平和と安全に対する脅威を構成するとの考えを示した²³⁾。その後、国連は、内戦や民族紛争のような人道危機に積極的に関与するようになった。1995年のタディッチ事件において、旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所の上訴裁判部が述べたように、安保理の安定した実行と国連加盟国の共通理解によれば、国内の武力紛争が「平和に対する脅威」になりうるのである²⁴⁾。大規模な人道危機が国際の平和と安全に対する脅威を構成し、したがって国連憲章第7章に基づく安保理の責任となるという解釈は、当時の国連事務総長や安保理の共通認識であったといえよう。

18) Thomas G. Weiss, *Humanitarian Intervention: Ideas in Action*, Cambridge: Polity Press, 2007, p. 1.

19) Jennifer M. Welsh, "Introduction," in Jennifer M. Welsh, ed., *Humanitarian Intervention and International Relations*, New York: Oxford University Press, 2006, p. 3.

20) 1990年代の人道的介入の例として考えられるのは、リベリア、イラク北部、旧ユーゴスラヴィア、ソマリア、ルワンダ、ハイチ、シエラレオネ、コソヴォ、東ティモールである。（Supplementary Volume to the Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty, *The Responsibility to Protect: Research, Bibliography, Background*, Ottawa: the International Development Research Centre, 2001, p. 80.）

21) UNSC, S/23500 (1992).

22) Report of the SG, *An Agenda for Peace: Preventive Diplomacy, Peacemaking and Peace-keeping*, A/47/277-S/24111 (1992), paras. 42-43. なお、同報告書の強制措置に関する箇所は、1995年に公表された『平和への課題—追補』で特に修正が加えられている。（Report of the SG, *Supplement to an Agenda for Peace: Position Paper of the Secretary-General on the Occasion of the Fiftieth Anniversary of the United Nations*, A/50/60 (1995).）

23) UNSC, S/25344 (1993).

24) Prosecutor v. Dusko Tadic, IT-94-1-AR72 (2 October 1995), para. 30.

当時、少なくとも国連の関与する人道的介入を正当と見なすような国際情勢が形成されつつあった一方で、国際社会に大きな衝撃を与えた介入の事例として、ルワンダとコソヴォを挙げることができる²⁵⁾。ルワンダは、1994年の大虐殺に対して国際社会が有効な手段を講じることができなかったために、国際的な不活動の象徴とされる。他方、コソヴォ紛争では、1999年、人道目的を掲げながらも、安保理の明確な授權なしに北大西洋条約機構（以下、NATO）が空爆を行ったために、空爆支持の国家と不支持の国家による対立を生むこととなった。とは言え、NATOによるコソヴォ紛争への介入は、1990年代を通じて起こりつつあった一連の変化—人権・人道規範意識の高まり、「平和に対する脅威」の範囲拡大、国家主権概念の変容—の上に成り立つものであったと評されることもある²⁶⁾。

以上のように、1990年代を通して、大規模虐殺の阻止や武力紛争下にある文民の保護を目的とした人道的介入が、国際社会の耳目を集めるようになり、時に実行されてもきた。それは伝統的な国家主権概念と矛盾するものではあったものの、人道目的を達成するための手段として支持する国家は少なくなかった。冷戦後、国連は人道的介入に多大な関心を寄せてきたが、それは、人道的介入が異論の多い争点であるからだけではなく、ほぼ常に問題を孕んでいながら時には必要な措置であるからでもあった²⁷⁾。冷戦後の世界では、大規模虐殺の阻止や文民の保護を達成するための一手段として、国連の関与する人道的介入が考えられうるとの認識が広まりつつあったといえよう。

（２）国家主権をめぐる議論

伝統的な国家主権概念は、冷戦後の世界で顕在化した人道危機を受けて大きな変容を迫られることとなった²⁸⁾。冷戦終結直後の1991年、当時のデ・クエヤル（Javier Pérez de Cuéllar）国連事務総長は、大規模で組織的な人権侵害は内政不干渉原則によって擁護されえないと明言した²⁹⁾。また、デ・クエヤルの後任のガリ事務総長は、国家主権の絶対性と排他性は完全ではないと述べ、国内統治と相互依存の世界との間のバランスを取ることの重要性を指摘した³⁰⁾。現在においても、国家主権が国際社会における主要な規範の一つであることに変わりはないが³¹⁾、国連事務総長によるこのような発言が、当時の国家主権概念の議論に一石を投じるものであったことは確かである。

1992年には、冷戦後の激変に対応するために、ガリ国連事務総長の支持を得て、グローバル・ガヴァナンス委員会が設立された。同委員会は、グローバル・ガヴァナンスという概念を政策用語として提示し、国連の機構改革を提唱した。同委員会が公表した報告書は、国内紛争で大規模な人命

25) Ramesh Thakur, "Outlook: Intervention, Sovereignty and the Responsibility to Protect: Experiences from ICISS," *Security Dialogue*, 33-3 (2002), p. 324.

26) 青井千由紀「人権・国家と二つの正統性システム—人道的介入の理論的考察—」『国際政治』第124号、2000年、110頁。

27) Adam Roberts, "The United Nations and Humanitarian Intervention," in Jennifer M. Welsh, ed., *op. cit.*, pp. 71-72.

28) コンストラクティヴィズムによる国家主権概念の研究として、Thomas J. Biersteker and Cynthia Weber, eds., *State Sovereignty as Social Construct*, New York: Cambridge University Press, 1996.

29) UNGA, *Report of the Secretary-General on the Work of the Organization*, A/46/1 (1991), VI.

30) *An Agenda for Peace*, para. 17.

31) Robert Jackson, *The Global Covenant: Human Conduct in a World of States*, New York: Oxford University Press, 2000, pp. 16-19.

の損失が生じている場合には、国家の国内管轄事項への干渉となる可能性があったとしても、国連による軍事的措置を含めた行動が必然的に求められると述べた³²⁾。一方、このような主張にもかかわらず、人道危機への実際の対応が必ずしも伴っていなかったことは指摘しておく必要がある。いずれにせよ、こうした主張は、国内の人々の安全を脅かすような主権の乱用を戒めつつも、国家主権を侵害せずに人道活動を行うための適切な根拠を模索するという課題を、国際社会に突きつけるものであった。

こうした課題への一つの回答は、フランシス・デン（Francis M. Deng）によって提唱された「責任としての主権」という考え方であろう³³⁾。その萌芽は、1993年に公開された『疎外された人々の保護－国際社会の課題』という著作の中に見ることができる。その中でデンは、「国内避難民を支援する責任は第一義的には各国家にあるが、当該国家に人道法や人権法上の最低基準を満たす能力や意思がない場合には、人道支援の提供を含め、関連する一般市民の保護が国際的な注目を集める問題となる」と主張した。加えてデンは、デ・クエアルヤガリ、元アフリカ統一機構事務総長のサリム（Salim Ahmed Salim）の報告を引用しながら、絶対的な主権はもはや擁護できるものではなく、主権には一般市民に対する道義的で実質的な責任を含むという主張を展開した³⁴⁾。

そして、1996年には、『責任としての主権－アフリカにおける紛争管理』と題する著作が公開された。同著作でデンはまず、「国際社会が全人類の権利を守る世界基準の最後の砦である」という意味で、国際社会には、内戦や大規模な人権侵害に瀕する無辜の犠牲者に不可欠な保護と援助を与える責任がある」と述べた。その上で、主権概念が国家と国際社会の相互利益に関して国際的な責任という意味を含んでいること、ゆえに、主権の責任を果たせなければ、当該国家は人道目的の介入に対して正当には不満を表明しえないことを主張した³⁵⁾。その後もデンは、責任ある主権という主張を展開し、国際社会による一定条件下での介入を正当化し続けたのであった³⁶⁾。

デンの主張は、主権を持つ国家には自国民に対して保護や支援を提供する責任があると明言した点で明確であり、当時としては画期的でさえあったといえよう。さらにデンは、そのような責任を果たす意思や能力が国家にない場合に国際社会が関与する余地についてまで言及しており、特定の状況下では国家の国内管轄事項が国際社会の関心事となりうることを示唆した。国際社会の責任という強い文言は使用されていないが、国際社会による関与の可能性を示唆したことは、人道活動

32) The Report of the Commission on Global Governance, *Our Global Neighbourhood*, New York: Oxford University Press, 1995, pp. 68-72.

33) デンは、ブルッキングス研究所で上級研究員を務める傍ら、1992年からは「国内避難民に関する国連事務総長代表」の任に当たっていた。当初デンは、主に国内避難民の保護に関して研究を進め、それまで国内管轄事項とされてきた国内避難民問題に対する国際社会の対応策を検討していた。1998年には、「国内避難民に関する行動指針」が、デンによって当時の国連人権委員会に提出された。同指針は、国連をはじめ、地域機構やNGO等にも受け入れられており、国内避難民保護の基礎とされている。（UN, Commission on Human Rights, “The Guiding Principles on Internal Displacement,” E/CN.4/1998/53/Add.2 (11 Feb. 1998).）

34) Francis M. Deng, *Protecting the Dispossessed: A Challenge for the International Community*, Washington, D.C.: The Brookings Institution, 1993, pp. 11, 14-20.

35) Francis M. Deng, et al., eds., *Sovereignty as Responsibility: Conflict Management in Africa*, Washington, D.C.: The Brookings Institution, 1996, pp. xiii, xv-xvii.

36) Roberta Cohen and Francis M. Deng, “Exodus within Borders: The Uprooted Who Never Left Home,” *Foreign Affairs*, 77-4 (1998), pp. 12-16.

や人道的介入といった1990年代の流れを後押しする結果となったといえよう。

（３）「文民の保護」の国際的な潮流

1990年代後半から、特に国連内において文民の保護をめぐる動きが活発化した。一方では、「平和に対する脅威」の範囲が実質的に拡大したことにより、文民の保護を目的とした武力介入が正当と見なされるようになった。他方では、「責任としての主権」に見られるように、自国民を保護するという責任が各国家にあることが強調されるようになった。以下で述べるように、1990年代末には、自国民を保護するという国家の責任は、安保理や国連総会、国連事務総長によっても確認されるところとなった。さらに、国連自身の責任についても言及されるようになった。

1999年2月に開催された安保理公開討論では、武力紛争下にある文民の保護に関して安保理議長声明が出された³⁷⁾。同声明の中で安保理は、国際の平和と安全の維持に対する主要な責任に言及した上で、国際社会が武力紛争下にある文民を支援し保護する必要性を確認した。また、文民が標的となったり文民への人道援助が意図的に妨害されたりする事態には、国連憲章に従って対応する意思を表明した。同年9月には、武力紛争下にある文民の保護に関して初めての安保理決議が採択された³⁸⁾。同決議は、紛争予防の重要性等を強調した上で、文民が攻撃目標になるか文民への人道支援が故意に妨害されるような武力紛争の事態に対して、対応する意思を表明した。さらに、2000年4月にも同様の安保理決議が採択された³⁹⁾。同決議は、武力紛争下にある一般市民への意図的な攻撃や国際人道法および人権法の重大かつ広範な侵害等が、国際の平和と安全に対する脅威を構成しうると明言した。

1999年3月に採択された国連総会決議⁴⁰⁾は、全加盟国内の人権と人々の自由の促進、保護を謳う国連憲章の目的と原則の遵守の重要性に触れ、それらの主要な責任と義務が国家にあることを強調した。さらに同決議は、国家には、自国内の人権を促進するために必要な手段を講じ、自国民の権利を保障する責任があると明言した。総会決議には法的拘束力がないとはいえ、すべての国連加盟国が参加する場でこのような決議が採択されたことの意味は大きい。自国民保護の重要性を国連加盟国が認識し始めたのである。

当時のアナン（Kofi A. Annan）国連事務総長は、主権概念が再定義されてきていることに触れ、主権の目的は人々を脅かす者の保護ではなく、脅かされている人々の保護にあることを強調した⁴¹⁾。1999年9月に公表された事務総長報告の中でアナンは、「安保理は、人権法と国際人道法の大規模かつ組織的な侵害が国際の平和と安全に対する脅威を構成し、したがって安保理の関心と行動が求められることを認識」しており、「被災者の支援へのアクセスを確保することは国家の義務であって、国家がその義務を果たせない場合には、国際社会は人道援助の提供を確保する責任がある」と

37) UNSC, S/PRST/1999/6 (1999).

38) UNSC, S/RES/1265 (1999).

39) UNSC, S/RES/1296 (2000).

40) UNGA, A/RES/53/144 (1999).

41) Kofi Annan, "Two Concepts of Sovereignty," *The Economist* 352, Sep. 18, 1999, pp. 49-50.

主張した⁴²⁾。また、2000年3月に公表された『われら人民—21世紀の国連の役割』と題する報告書では、人道的介入が敏感な問題であり政治的困難を伴うことを指摘した上で、「武力介入は常に最終手段でなければならないが、大規模虐殺に直面すれば放棄されえない選択肢である⁴³⁾」と明言した。

さらに、文民の保護という文脈の中で国家主権を変容させた要因として、人間の安全保障の登場を指摘することができる。伝統的に安全保障は国家間関係に関わるものであったが、冷戦終結以降、個人の安全保障がそれ自体として外交上の優先事項となってきた⁴⁴⁾。特に、人間の安全保障を人々の安全や生命に対する広範な脅威からの自由と捉える国家は、国際社会には危機下にある人々に援助の手を差し伸べる責任があると主張する⁴⁵⁾。こうした主張は、カナダをはじめ、オーストラリアや北欧諸国に多い。結果として、人間の安全保障の登場は、国家の外交政策面で文民の保護の重要性を高めることとなったのである。

以上のように、安保理や国連総会、国連事務総長、各国家によって文民の保護の重要性が強調されてきたことは、当時、文民の保護が国際的な潮流であったことを物語るものである⁴⁶⁾。それは、「武力紛争下にある文民は保護されるべきである」という、一種の規範的な展開ということもできる。そして、文民に保護を与える主体は第一義的には国家自身であるとの見解は、当時の国際社会の共通認識であった。1990年代の後半には、主権はもはや、自国内の一般市民の安全を確保できてこそ主張できるようなものとなりつつあったといえよう。その一方で、実際には、自国民に十分な保護を提供しきれていない国家は依然として多く存在していたのである。

以下では、まず「保護する責任」概念の内容を概観した上で、前述の枠組みに依拠しながら、同概念の形成過程と特徴を明らかにしたい。

3. 「保護する責任」概念の形成

(1) 国際委員会の設立と最終報告書

2000年9月の国連ミレニウム・サミットにおいて、カナダの首相クレティエン (Jean Chrétien) はアナン国連事務総長の要請に応え、ICISSの設立を発表した⁴⁷⁾。アナン事務総長は、1999年の国連総会において、人権や人道法の大規模な侵害に対する対応策について、国際社会がコンセンサスを形成することを要請していた⁴⁸⁾。ICISSの任務は、「人権や人道法の大規模な侵害という問題に関する包括的な議論を促し、特に国連を通じた国際システム内での活動の方法に関する世界規模の政治

42) UNSC, *Report of the Secretary-General to the Security Council on the Protection of Civilians in Armed Conflict*, S/1999/957 (1999), paras. 30, 51.

43) Millennium Report of the SG, *We the Peoples: The Role of the United Nations in the 21st Century*, A/54/2000, pp. 47-48.

44) S. Neil MacFarlane and Yuen Foong Khong, *Human Security and the UN: A Critical History*, Bloomington: Indiana University Press, 2006.

45) 日本のように、人間の安全保障は個人の能力強化をも含むとする立場としては、人間の安全保障委員会報告書『安全保障の今日的課題』朝日新聞社、2003年。

46) Lloyd Axworthy, "Human Security: An Opening for UN Reform," in Richard M. Price, et al., eds., *The United Nations and Global Security*, New York: Palgrave Macmillan, 2004, pp. 250-251.

47) 当初、委員会の名称は「人道的介入に関する委員会」であった。これは、当時のカナダの外務大臣であるアクスワーージー (Lloyd Axworthy) の提案に基づくものであるが、人道的介入という政治的で論争的な用語に対する懸念により変更されている。(Alex J. Bellamy, *Responsibility to Protect: The Global Effort to End Mass Atrocities*, Cambridge: Polity Press, 2009, p. 36.)

的コンセンサスを形成すること」とされた⁴⁹⁾。ICISSの共同議長には、オーストラリアの元外務大臣であるエヴァンズ (Gareth Evans) とアルジェリアの元国連大使であるサヌーン (Mohamed Sahnoun) が選ばれ、他に10人の委員が選出された⁵⁰⁾。

2001年12月に公表された最終報告書は、共同議長のエヴァンズと委員であるイグナティエフ (Michael Ignatieff)、タクール (Ramesh Thakur) の3人によって書き上げられた⁵¹⁾。報告書の主な主張は、「国家主権は責任を意味し、自国民を保護する主要な責任は国家自身にあり」、「内戦や反乱、抑圧、国家破綻の結果、一般市民が深刻な被害を受けており、その被害を防止し、あるいは回避する意思や能力が当該国家にない場合には、不干渉原則は国際的な保護する責任に屈することとなる」である⁵²⁾。また、「保護する責任」は、紛争の根本原因と直接原因に取り組む「予防する責任」、強制措置を含みうる適切な手段で切迫した事態に対処する「対応する責任」、特に武力介入後の復興や和解等に対して十分な支援を提供する「再建する責任」の三つを包含する。「保護する責任」の中で最も重要な側面は予防であって、介入が実行される前には予防の選択肢が常に尽くされていなければならない⁵³⁾。

また、武力介入を正当化する基準として、「正当な理由」(just cause)、「正当な意図」(right intention)、「最終手段」(last resort)、「手段の均衡性」(proportional means)、「合理的な見込み」(reasonable prospects)、「正当な権限」(right authority) の6つを挙げている。「正当な権限」に関しては、武力介入を授權・実行する際の権限は第一義的には安保理にあるとしながらも、安保理が行動を起こさない場合を想定して、国連総会や地域機構、準地域機関の権限も認めている。その一方で、安保理には、武力介入を授權する法的能力や政治的意思、拒否権による二重基準といった問題があるが、安保理以外に武力介入の問題を扱う機関が存在しないため、安保理の代替機関を探すことではなく安保理がより良く機能するように努めることこそ重要であるとしている。そして、安保理の常任理事国に対して、人道危機に対処する場合に、常任理事国の死活的な国益が絡まない問題には拒否権の使用を控えるという、「行動準則」に同意することを提案している⁵⁴⁾。

以上のように、最終報告書では、武力介入の正当化と基準化に主眼が置かれていた。確かに、一定の基準を設定することで、人道的介入の乱用を防止しうるかもしれない。しかし、その一方で、これらの基準は安保理の行動を制限する可能性を有しており、同報告書が武力介入の明確な基準化

48) UNGA, A/54/PV.4 (1999), pp. 1-4. なお、アナン事務総長の要請に対しては、カナダ以外にも複数の国家が応じた。例えば、スウェーデン政府によるコソヴォ独立国際委員会報告書、米国政府による外交問題評議会報告書、デンマーク政府による国際問題研究所報告書が挙げられる。しかし、いずれの報告書も「介入する権利」を用いて分析したものであり、「保護する責任」とは一線を画すものである。(Thomas G. Weiss, "The Sunset of Humanitarian Intervention? The Responsibility to Protect in a Unipolar Era," *Security Dialogue*, 35-2 (2004), p. 137.)

49) *The Responsibility to Protect*, p. 81.

50) 各委員の出身や経歴等については、*Ibid.*, pp. 77-79を参照。なお、共同議長と10人の委員は、アクスワージーと彼のスタッフらによって選出されている。選出された委員以外にも候補者は複数いたが、地域的なバランスと委員会自体の体裁を考慮して選ばれたようである。(Lloyd Axworthy, *Navigating a New World: Canada's Global Future*, Toronto: Vintage Canada, 2004, p. 425.)

51) Bellamy, *op. cit.*, p. 38.

52) *The Responsibility to Protect*, p. XI.

53) *Ibid.*, pp. 19-45.

54) *Ibid.*, pp. XII-XIII, 47-55.

に成功したとはいえ、それらの基準に沿った行動が果たして實際上可能であるのかが問題となる。

（２）規範的概念の生成—規範起業家の役割と組織的基盤

ICISSは介入と主権の議論に関して新たな概念的根拠を構築することを目的としていたが、その際に手本となったのはブルントラント委員会であった⁵⁵⁾。同委員会は、「持続可能な開発」(sustainable development)という新たな概念を考案することで、厳格な環境保護主義者と開発専門家による行き詰まりを打開した。これに対してICISSは、「保護する責任」という新たな概念を持ち出すことで、介入と主権をめぐる議論の競合関係を打開しようとしたわけである。ICISSは、主権と介入の問題に関してコンセンサスを得るために、実質的な問題と同様、用語上の問題にも焦点を当てる必要性を認識しており、用語の選定には特に注意を払っていたことが窺える⁵⁶⁾。

また、ICISSは世界11ヶ所で地域会合を開催し、アウトリーチにも力を入れていた。一連の会合は、ICISS設置の約4ヶ月後にあたる2001年初頭から開催された。これらの会合には、政府関係者、国際機関関係者、NGO関係者、研究機関関係者等が参加した。世界各地で定期的に会合を開き、様々な立場の人々を集めようとしたことは、可能な限り多様な意見を聴取し反映させようとする委員会の姿勢の表れであったといえよう。最初の会合は2001年1月15日にオタワで開かれ、予防を含む長期的な介入を検討することを確認した⁵⁷⁾。地域会合の場で最初に「保護する責任」の考えが提示されたのは、同年1月31日に開かれたジュネーブ会合においてである⁵⁸⁾。この時点で、「保護する責任」は、旧来の考えであった「介入する権利」と対立する概念として位置付けられる。その後、「保護する責任」概念は、同年2月3日のロンドン会合、3月10日のマプト会合、5月2日のワシントンDC会合、5月23日のパリ会合において提案され議論された⁵⁹⁾。これらの地域会合では、「保護する責任」の主旨に対しては広範な支持があった⁶⁰⁾。その一方で、武力行使を授權する権限を有するのは必ずしも安保理に限定されるわけではないとの主張に関心が集まり、安保理の授權なしにでも国際社会が行動できるような基準の設定に議論が移っていったようである⁶¹⁾。

ICISSを突き動かした動機は、規範的概念に内在する考えや価値を信じる「理念的コミットメント」であったといえる。前述したように、「保護する責任」には、武力紛争下にある文民を保護すべきであるという考えが内在している。確かに、「利他主義」や「共感」という動機もICISSにはあったといえよう。しかしながら、規範を創出する行為は、社会において何が正義であるのかという規範論

55) *The Responsibility to Protect*, p. 81; Gareth Evans and Mohamed Sahnoun, "Intervention and State Sovereignty: Breaking New Ground," *Global Governance*, 7 (2001), p. 121.

56) Gareth Evans, *The Responsibility to Protect: Ending Mass Atrocity Crimes Once and for All*, Washington, D.C.: The Brookings Institution, 2008, p. 42; Evans and Sahnoun, *op. cit.*, p. 123.

57) Canadian Centre for Foreign Policy Development, "Report from the Ottawa Roundtable for the International Commission on Intervention and State Sovereignty," 15 Jan. 2001, pp. 1-2.

58) *The Responsibility to Protect: Research, Bibliography, Background*, p. 355.

59) *Ibid.*, pp. 360, 363, 368, 385, 386.

60) Bellamy, *op. cit.*, p. 50.

61) Jeffrey Boutwell, "Report on the Joint Meeting of the Pugwash Study Group on Intervention, Sovereignty and International Security and the International Commission on Intervention and State Sovereignty," 20-21 Jul. 2001, Pugwash, Nova Scotia.

と切り離すことができない⁶²⁾。1990年代を通じて文民の保護という動きが国際的に活発化してきたことを受けて、ICISSが設立されたことからすれば、同委員会が文民の保護という一種の価値を尊重し、確立しようと努めたといえよう。したがってICISSは、「保護する責任」に内在する文民の保護という価値を信奉し、地域会合等で他のアクターを積極的に説得していったと考えられる。

他方、カナダ政府は、ICISSの設立においてイニシアティブを発揮し、その後の同委員会の運営や活動にも積極的に貢献してきた⁶³⁾。ICISS設立に際してのクレティエン元首相やアクスワージー元外務大臣による演説、また、マンリー (John Manley) 元外務大臣による諮問委員会の設置とアクスワージーの委員長就任といった動きは、ICISSに対して単に人的な貢献をするだけではなく、カナダの有していた専門知識や情報を積極的に提供しようとする同政府の姿勢の表れであったといえよう。実際、ICISSの作業計画を運営した事務局は、カナダ外務・国際貿易省内に設置されていた。このように、ICISSはカナダ政府の支援もあって組織的にかなり恵まれ、同委員会の政治的位置付けも同政府により一応担保されていた。加えて、ICISSの最終報告書の内容も、1990年代末のカナダの人間の安全保障概念を色濃く反映したものとなっている⁶⁴⁾。つまりカナダは、「保護する責任」という概念の形成に必ずしも直接的な影響を及ぼしたわけではないが、政治的・財政的支援を積極的に行うことで、カナダと同様の政治的立場をICISSに付与したわけである。以上から、カナダは組織的基盤としての役割を務め、委員会設立から最終報告書の公表まで一貫してICISSを支えたといえよう。

しかしながら、ICISSとカナダは、他のアクターから完全に独立して行動したというわけではない。特にカナダは、アナン国連事務総長に対して早い時期から積極的に働きかけており、強固な政治的支持を取り付けようとしていた⁶⁵⁾。つまり、国連という高い政治的正当性を有する組織の支持を得ることで、ICISSの活動に相当の政治的正当性を付与しようとしたわけである。国連は、主権や人道援助等に関する規範に影響を及ぼしうる特有の構造的特徴を有しているとされ、組織的基盤の一つと見なされる⁶⁶⁾。実際、ICISSの設置は国連総会で発表され、最終報告書はアナン事務総長に上梓されており、規範起業家であるICISSだけでなくカナダ自身も国連という組織的基盤を拠り所としていたことが窺える。

(3) 諸規範間の対立—規範的環境の醸成

前節で述べたように、人道的介入と国家主権は、1990年代を通して最も先鋭に対立してきた規範の一つであるといえよう。人道的介入を主張することは国家主権の侵害に繋がらうが、逆に国家

62) 栗栖によれば、規範起業家の一つである独立国際委員会は、何が正義であるのか、国際社会において何が適切な行為であるのかという問いを、規範の創出にあたって、程度の差こそあれ意識的に追求している。(栗栖、前掲論文、80頁。)

63) 当時、アクスワージーと会談したアナン国連事務総長は、ICISSの設立に非常に協力的であったが、国連主導の下では委員会の運営は困難であると認識していた。そのためアナンは、主催国としてイニシアティブを発揮するようカナダ政府を促した。(Axworthy, *Navigating a New World*, p. 191.)

64) Jennifer Welsh, Carolin J. Thielking, and S. Neil Macfarlane, "The Responsibility to Protect: Assessing the Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty," in Ramesh Thakur, et al., eds., *International Commissions and the Power of Ideas*, Tokyo: United Nations University Press, 2005, p. 199. 栗栖、前掲論文、85頁。

65) Axworthy, *Navigating a New World*, p. 191; Bellamy, *op. cit.*, p. 35.

66) Finnemore and Sikkink, *op. cit.*, p. 899.

主権を過度に主張すれば人道的介入の妨げになり、危機的状況下にある文民を保護することが困難になる場合がある。しかし、1990年代を通じて、危機的状況下にある文民を保護すべきという規範意識が高まってきており、国家主権を盾に自国の人道危機を覆い隠すことは容認しづらくなった。その一方で、国家主権の壁を打ち破ってまで人道的介入を行うこともまた、多くの非難を免れえない。冷戦終結以降、人道的介入に国際社会の注目が集まったことで、人道的介入と国家主権との競合関係が形成されていったと考えられる。

そうした中、文民の保護を求める動きが、国連や多数の国家の中で活発化した。特に、各国家には自国内の文民を保護する義務や責任があるということが強調されるようになった。加えて、文民への意図的な攻撃に対応する意思を安保理が表明したように、一定条件の下で国連自身にも文民の保護という責務が課されようとしていた。そのような変化の中であって、「国際社会は、最低限度の人権の尊重を主権の条件と考えることで、主権と介入の関係を矛盾するものというよりも補完的なものとして見るべきである⁶⁷⁾」、という指摘は示唆的である。安保理や国連総会、各国等の国家主権に対する認識の変化は、武力紛争下にある文民は保護されるべきであるという規範意識が高まりつつあったことを示しているといえよう。

結果として、新たな規範への需要が国際的に高まり、規範的環境が醸成された。第1節で述べたように、規範的環境が醸成される背景の一つとして、安全保障や経済上の重大な局面により、既存の規則や規範が疑問視される場合が挙げられる。人道目的の介入が顕著になる一方で国家主権をめぐる議論が活発化し、1990年代末には、特に文民の保護に関して安全保障上の重大な局面を迎えていた。人道的介入の論理では必ずしも国家主権との調整を図ることはできず、競合関係にあった人道的介入と国家主権が疑問視されたわけである。こうして、規範起業家であるICISSが活動しうる規範的環境が整った。ICISSには、人道的介入と国家主権という矛盾する二つの考えを調整するための新たな方途の構築を期待されていたのである。

(4) 規範的概念の機能—転換と調整

以上のような人道的介入と国家主権の競合関係に対して、「保護する責任」はどのような役割を果たしたのであろうか。ここでは2つの点に着目したい。第一は、新たな用語の考案である。特に、印象的な用語の考案は、規範創出にとって極めて重要な要素となる⁶⁸⁾。前述のように、ICISSは「保護する責任」という新たな概念を考案し、人道的介入と国家主権の競合関係を打開しようとした。ICISSは、「代替用語の使用が政策論議を大幅に整理する助けとなり、特に、実際の問題が何であるのかについて再度各国政府に考えさせることになる」と考えていたわけである⁶⁹⁾。つまり、介入から保護へと用語を変えることで、人道的介入という論争的な用語から離れようとしたのであった⁷⁰⁾。

67) Jennifer M. Welsh, "Conclusion: The Evolution of Humanitarian Intervention in International Society," in Jennifer M. Welsh, ed., *op.cit.*, p. 177.

68) Andrew F. Cooper and John English, "International Commissions and the Mind of Global Governance," in Ramesh Thakur et al., eds., *op.cit.*, p. 21.

69) Gareth Evans and Mohamed Sahnoun, "The Responsibility to Protect," *Foreign Affairs*, 81-6 (2002), p. 101.

70) Ramesh Thakur, "Intervention, Sovereignty, and the Responsibility to Protect," in Ramesh Thakur et al., eds., *op.cit.*, pp. 184-185.

「介入する権利」ではなく「保護する責任」に焦点を当てることで、支援を必要としている側の視点を強調したのである⁷¹⁾。こうした概念的な取り組みの核心には、主権の本質に関して、支配から責任へと考え方を転換しようとする思惑があったといえよう⁷²⁾。

第二は、既存規範の調整である。栗栖は、「対立する諸規範を調整・再解釈するような解決法で、規範設定が進むことがあり、「競合する規範間の調整が行われる際には、接着剤となるアイディアが必要となる場合もある」と述べている⁷³⁾。栗栖によれば、人道的介入と国家主権とを調整する接着アイディアとして、「保護する責任」が用いられたという。確かに、「保護する責任」は、介入と国家主権の架橋を目的として提唱された概念であった。ICISSは、介入と国家主権の補完的な関係を構築する上で、「保護する責任」というアイディアを持ち出したわけである⁷⁴⁾。国家主権には責任を含み、その責任が果たされない場合には国際社会に責任が移ると定義することで、介入と国家主権の関係は補完的なものとして捉えることが可能となった。結果として、人道的介入と国家主権はそれぞれの領域自体を変化させることとなり、「保護する責任」は対立する諸規範間の調整に成功したといえよう。

以上を要約すれば、規範的概念には二つの機能が備わっているといえる。すなわち、一つは、新たな規範的概念の提示とは新たな視点の提示を意味し、新たな視点の提示は各アクターの発想の転換を促すという機能である。規範的概念に備わったこの機能を「転換機能」(shifting function)と呼ぶことにする。もう一つは、新たな規範的概念が競合する諸規範の領域自体を変化させ、その競合関係を調整するという「調整機能」(reconciliatory function)である。本稿の事例では、規範起業家であるICISSは、規範的概念に備わるこれらの機能を有効に活用することで、地域会合等において各アクターを説得していったと考えられよう。

おわりに

以上の分析を通して、「保護する責任」概念の形成には、「規範起業家」の役割と「規範的環境」が重要であったことが明らかとなった。1990年代の武力介入と国家主権をめぐる議論が先鋭化し競合関係を築いていった一方で、文民の保護を求める動きが国際的に活発化していった。人道的介入の論理では必ずしも国家主権の壁を打ち破ることはできず、文民の保護を十分には達成し得なかったのである。結果として、競合関係にあった人道的介入と国家主権が疑問視されるようになり、新たな規範への需要が高まって、規範的環境が醸成された。そうした中、規範起業家であるICISSが登場したわけである。ICISSは、国際社会が大規模な人権侵害等に対処する際にどういった行為が適切であるのかという問いに対して、共通の期待を醸成しようとした。すなわち、「保護する責任」という概念の提唱は、現存する深刻な問題に対して新たな規範を創出しようとする試みであったといえ

71) *The Responsibility to Protect*, pp. 16-18.

72) Evans and Sahnoun, "The Responsibility to Protect," p. 101.

73) 栗栖、前掲論文、78頁。

74) Jennifer Welsh, Carolin J. Thielking, and S. Neil Macfarlane, *op. cit.*, pp. 200-201.

よう。

このような「保護する責任」概念は、特定の行動を可能にするという性質を有しているかもしれない。つまり、同概念が、従来の枠組みでは困難であった文民の保護を達成するための一つの基準となりうるのではないか、ということである。しかし、安保理の拒否権や政治的意思といった問題は未解決のままであり、また、「保護する責任」を実行可能にするためには、まずもって同概念を集団的に正当化する必要がある⁷⁵⁾。「保護する責任」にこのような性質が備わっているかどうかを見極めるには、同概念の提唱以降、国連内でどのような議論が行われ、各国の支持がどれほど集まっているのかについて検討する必要があるだろう。この点は、別の機会に譲ることとしたい⁷⁶⁾。

本稿は、規範的概念の生成に関して、アクターだけでなく、新たな規範への需要の高まりという規範的環境の側面も重要であることを示唆している。環境が整わなければ、規範起業家のようなアクターが規範的概念の提唱に向けて活動することはより困難となろう。たとえ活動しえたとしても、提唱された規範的概念が一定の影響を持つとは考えにくく、他のアクターの支持を得ることなく立ち消えになってしまうかもしれない。また、規範的概念の影響力は、適切な組織的基盤を確保できるかどうかにも左右されると考えられる。こうした点は、従来のコンストラクティヴィズムがあまり重視してこなかった側面であり、今後の研究を通してさらに発展させていくことが求められよう。

75) Gregory Flynn and Henry Farrell, "Piecing Together the Democratic Peace: The CSCE, Norms, and the "Construction" of Security in Post-Cold War Europe," *International Organization*, 53-3 (1999), p. 511.

76) 「保護する責任」概念提唱後の国連や各国等における議論を検討したものとして、拙稿『『保護する責任』概念の形成と展開－規範のライフサイクル・モデルによる分析－』『大阪大学大学院国際公共政策研究科修士学位論文』2009年。